



## ちえのわ



「知ってる？教えて！」

～契約の話～

私たちは日常の様々な場面で契約をしています。  
スマートフォンや家を買う場合の他、バスに乗ることや病院で診察を受けることも契約のひとつです。契約とは一体どのようなものをいうのでしょうか。

### 1. 契約とは？ = 法的拘束力を持つ約束のこと

契約は法的拘束力を持つ約束で、一旦成立した契約は片方の一方的な都合でやめることはできません。契約をする、ということは双方に責任が伴うものです。契約は法的拘束力を持つため、もし片方の勝手な都合で契約が実行されない場合は、もう片方の方は契約を守るよう請求したり、損害賠償請求を行うことができます。

それに対し友人と自宅で遊ぶ約束をしたが、都合が悪くなってしまい会うことが出来なくなった等は約束ではあっても法的措置を取られるものではないため契約とは言いません。

### 2. 契約の成立時期は？ = 「申し込み」と「承諾」の意思表示が合った時

ではいつ何をもって契約が成立したとみなされるのでしょうか。

それは、片方の「申し込み」に対して相手が「承諾」をするという意思表示が合致した時に契約が成立したとみなされます。例えば、喫茶店でコーヒーを注文し、店員が「はい、かしこまりました。」と言った時や、インターネット通販で注文ボタンを押して申し込みを行い、事業者からの承諾画面や承諾メールを受け取った時に契約は成立します。

### 3. 契約書は必ず必要？ = □約束だけでも成立する

注意しなければいけないのは、たとえそれが□約束だったとしても契約としては成立してしまうことです。契約はすべて契約書が交付され、契約書が交付されていないものは契約ではない、ということはないのです。たとえば、八百屋で人参を買う場合も売買契約を結んでいることにはなりますが、私たちは人参を買う度に売買契約書を取り交わすことは通常は行いません。

ただし、発行しなければならないと定められている取引の場合は除きます。また、複雑な内容の契約であったり、長期にわたる契約の場合は、後々のトラブルを防ぐためやお互いの確認のためにも契約書を発行しておくことが望ましいと言えるでしょう。



このように契約をするというのは法的拘束力を持ち重みのあるものです。  
契約する前にもう一度その契約が本当に必要なものか自分に問いかけてみるようにしましょう。  
契約に関してお困りの際は消費生活センターまでご相談ください。

# 令和5年度前半の講座のお知らせです。ぜひご参加ください！

終活講座のテーマ：住み慣れた街で最期まで自分らしく①～④

来年1～3月には後半を予定しています

- 5月17日（水）第1回消費生活講座 終活講座① **健康寿命の伸ばし方** →終了しました  
講師：羽田由利子さん（健康医療情報支援センター代表）
- 6月 7日（水）第2回消費生活講座 終活講座② **入院になったら～退院後の生活のヒント**→申し込み終了  
講師：岡本信也さん（医師・信愛病院緩和ケア部長・野上智絵さん（看護師・信愛報恩会連携推進室長）
- 6月28日（水）第3回消費生活講座 終活講座③ **自分らしく生きるために**  
～ACP（アドバンス・ケア・プランニング）～  
講師：岡本信也さん（医師・信愛病院緩和ケア部長・野上智絵さん（看護師・信愛報恩会連携推進室長）
- 7月12日（水）第4回消費生活講座 終活講座④ **ACPってどうやるの？**  
～自分らしく生きるための準備してみましよう！～  
講師：岡本信也さん（医師・信愛病院緩和ケア部長・野上智絵さん（看護師・信愛報恩会連携推進室長）
- 8月 2日（水）第5回消費生活講座 夏休み子どもとふれあい講座 **草木染体験 ブルーベリーとマテ茶**  
講師：安井尚美さん（染織工房 いっぽ主宰）
- 9月 6日（水）第6回消費生活講座 **草木染体験 緑茶とマテ茶**  
講師：安井尚美さん（染織工房 いっぽ主宰）
- 9月開催予定 第7回消費生活講座 **気象衛星センター見学と気象衛星「ひまわり」学習会**

■内容、申込等詳細は市報をご覧ください。

## 自動通話録音機能付きの電話機などの購入費を一部助成します

対象：市内在住の65歳以上の方もしくは同居の方で、市税を滞納していない方

対象機器：（公財）全国防犯協会連合会による「有料防犯電話推奨目録」に記載されており、

令和5年4月1日～12月31日までに購入したもの

助成金額：機器の購入費の4分の3（上限1万円）

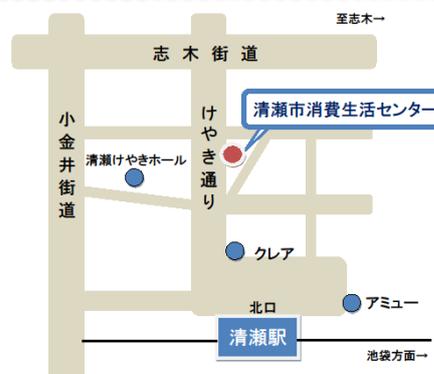
■申請書等ご持参いただきたいものがありますので、詳細は消費生活センターにお問い合わせください。  
消費生活センター042-495-6211

## 清瀬市消費生活センター

〒204-0021 清瀬市元町 1-4-17  
【電話】 042-495-6211  
【FAX】 042-495-6221  
【開館時間】  
施設 午前9時～午後10時  
窓口業務 午前9時～午後5時  
【休館日】  
施設 日曜日・年末年始  
窓口業務 土曜日・日曜日・祝日・年末年始

## 消費生活相談

【相談専用電話】 042-495-6212  
【相談日時】 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）  
午前10時～正午・午後1時～4時



相談専用電話が通話中でつながらない場合は、042-495-6211へ。

消費生活センター入り口には、使用済み小型家電回収ボックスがあります。対象は24品目です。

※目の不自由な方のために「ちえのわ」の音訳CDを製作しています。ご希望の方はご連絡ください。

【編集・発行】 清瀬市消費生活センター・清瀬市消費生活センター運営委員会  
【問い合わせ】 清瀬市消費生活センター 電話 042-495-6211

# 身近にひそむ危険 ～子どもの事故～

子どもは大人から見ると思いがけない行動や反応をすることがあり、その結果「不慮の事故」に巻き込まれることが少なくありません。主にご家庭での起こりやすい事故とその予防法をまとめてみました。

安全な製品の選択と正しい利用で、子どもの身の回りの環境を整備して対策をすることで、事故の発生を防ぎましょう。

## イスやテーブル



消費者庁イラスト集より

イスの上で立ち上がったり、遊ばせない。

## 転落・転倒

0～1歳の日常生活における事故では、「落ちる」事故が最多（東京消防庁緊急搬送データからみる日常生活の事故）となっている。転落事故防止のため、ベビーゲート等を正しく設置する。

## ベランダ



消費者庁イラスト集より

ベランダを子どもの遊び場にしない。  
子どもだけを家に残して外出することは避ける。

## 溺れる



消費者庁イラスト集より

## 浴室

## やけど



消費者庁イラスト集より

## 台所



消費者庁イラスト集より

お湯は抜いておく、子どもだけでお風呂場に入れないように扉にカギをかける、お風呂から上がる際は、子どもを先に浴槽・浴室から出す。

### 洗面所

使用後の洗濯機、バケツ、洗面器に水をためたままにしない、洗濯機にはチャイルドロックをかけてふたを開けられないようにする。

高温の飲み物や汁物はテーブルの中央に置く。

暖房器具（ストーブ、加湿器等）や調理器具（電気ポット・ケトル、炊飯器等）、電気製品（アイロン、ドライヤー）はレイアウトを見直し、子どもの手の届かない位置に設置したり、使用時には十分注意する。

# 誤飲・窒息

乳幼児の口に入る大きさ  
トイレットペーパー  
の直径とほぼ同じ

直径 39 mm

- 医薬品・洗剤・化粧品・たばこ・ボタン電池・磁石などは、子どもの手の届かないところに保管する。
- 就寝時の窒息事故などは、できるだけベビーベッドを利用することで避けられるものも多くある。
- ブラインドやカーテンのひもなどは、子どもの手が届かないところにまとめ、ソファなどの踏み台になるものをひもの近くに置かない。

誤飲



消費者庁イラスト集より

# 挟む・切る・その他の事故

ドアや窓で手や指を挟む、小さな物を鼻や耳に入れる、台所付近で包丁、ナイフでケガ、カミソリ、カッター、はさみなどの刃物やおもちゃでのけが。テーブルなどの家具で打撲、引き出しやタンスなどの家具を倒して下敷きになるなどの事故は、ドアや窓の開閉時には、子どもが近くにいないか確認する。子どもの手の届くところに小さな物やカッターやハサミなどの危険なものを置かない。タンスなどの家具は固定し、引き出しや開き扉にはストッパーを付け、家具で遊ばせない。



消費者庁イラスト集より

# 自転車に安全に乗るために

## 交通ルールを守ろう！

これはダメ ぜったいやめよう！

- 並んで走ること、二人乗りをすること
- 傘さし運転
- スマートフォン・携帯電話・イヤホンを使うこと

お子さんを自転車に同乗させるときは  
**乗せ方のルールを守りましょう**

- 2人乗りの場合  
運転者は16歳以上、同乗は入学前まで、おんぶは4歳未満まで、抱っこは禁止です。幼児用座席がある場合は入学前までの子どもを座席に乗せることができます
- 3人乗りの場合  
運転者は16歳以上、同乗は入学前まで、一定の安全基準を満たした「幼児2人同乗自転車」を利用しましょう

◆乗車中に他人にけがをさせた場合に備えて、自転車損害賠償責任保険へ加入しましょう。

自転車事故による死者のうち、約7割が「頭部」の損傷が主因で亡くなっているのを知っていますか。

頭部	23人
胸部	5人
頸部	2人
全損・廃部・腰部・脚部各	1人

34人中23人が頭部に損傷を受けています。  
(令和2年)  
警視庁統計より

◆ヘルメットを正しく着用することにより頭部損傷による死者の割合はおよそ1/4に

大人も子どももヘルメットをかぶりましょう！



消費者庁イラスト集より

**子どもを事故から守る！「事故防止ハンドブック」** 作成：消費者庁（現在は子ども家庭庁）を差し上げます。ご希望の方は、消費生活センターにお問い合わせください。